

フラワーパーク浦島

2023年開花シーズン期間の入園について

混雑緩和のため次の期間はフラワーパーク浦島の入園規制および交通規制を行います。
4月28日(金)～5月15日(月)

期間中はオンラインで事前予約を行った車両しかフラワーパーク浦島の駐車場に駐車できません。

マイカーでお越しの人
 駐車スペースが少ないため、オンライン事前予約が必要です。

バイク・自転車・徒歩の人
 予約不要ですが、混雑時には入場制限する場合があります。

※道が狭いためバスでの来場はできません。

事前予約の車両のみ入園できます。
 詳細はホームページをご覧ください。
<https://takumatai.jp/flower-park-access/>

※開花状況により、内容を変更する場合があります。

▶問い合わせ 花と浦島イベント実行委員会 ☎83-3639

健康 新型コロナワクチン接種情報

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
 新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-713-971

小児用オミクロン株対応ワクチンの接種が可能になりました

【対象者】
 初回接種を完了した5～11歳の人で、前回の接種から3カ月以上経過した人

12歳以上の人のオミクロン株対応ワクチンの接種について

5月7日まで
未接種の人は1回接種できます。
 令和5年春開始接種が始まります。

【対象者】
 初回接種を完了した次の①～③に該当する人で、前回の接種から3カ月以上経過した人

- ① 65歳以上の人
- ② 5～64歳で、基礎疾患などを有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
- ③ 医療機関や高齢者施設、障がい者施設などの従事者

※②～③に該当する12～64歳の人には、**接種券発行の事前申請が必要**です。WEB申請またはコールセンターに電話してください。

▶詳細は市ホームページをご確認ください

くらし 国道11号豊中観音寺拡幅の一部区間が4車線になります

▶問い合わせ 香川河川国道事務所工務第二課 ☎087-821-1620

国道11号豊中観音寺拡幅事業(延長4.6km)のうち、豊中町上高野～本山間(延長1.3km)の4車線化工事が完成します。

4車線への交通切り替えは、順次段階的に行います。

開通日
 4月26日(水)

4車線化区間
 国道11号(さぬき豊中IC入口交差点付近～本山小学校前交差点付近)

お知らせ 4月から 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

天引き額は、令和5年2月と同額になります。2月に天引きされておらず、4月から新たに始まる人は、令和3年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額になります。(介護保険料・後期高齢者医療保険料のみ)

令和5年度の保険料(料)額が決定後、10月以降の天引き分で、残りの保険料(料)額の調整が行われます。

仮徴収の新規対象者には、4月上旬に通知を送付します。

年金支給月	天引きされる金額
4月	2月と同額
6月	2月と同額
8月	2月と同額
10月	年間保険税(料)額のうち仮徴収で納められなかった額を3分割
12月	
翌年2月	

仮徴収とは、年間の保険料(料)額が決定する前に、4～8月の年金支給日に保険料(料)を公的年金から天引きする制度です。

仮徴収(公的年金からの天引き)対象の人

仮徴収とは、年間の保険料(料)額が決定する前に、4～8月の年金支給日に保険料(料)を公的年金から天引きする制度です。

年金天引きの開始時期と停止の可否

保険の種類別	国民健康保険税(65歳以上75歳未満)	介護保険料(65歳以上)	後期高齢者医療保険料(75歳以上)
年金天引きの開始時期	10月	4月、6月、8月、10月	4月、10月
年金天引きの停止	可	不可	可

保険税(料)の納付方法について

年間の保険税(料)額の決定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。年金天引きは、年金機構による天引き可能対象者が決まり次第、自動的に始まりま

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、年金天引きを停止して口座振替に変更することが可能です。希望する場合は、税務課または各支所へお申し出ください。

くらし 自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。

令和5年度自動車税(種別割)【県税】

申請期間
 4月3日(月)～5月26日(金)
 午前8時30分～午後5時15分
 ※土日、祝日は除く

受付場所・問い合わせ
 県税事務所(高松合同庁舎内)
 ☎087-806-0314

出張受付
 日時 4月12日(水)、19日(水)、5月17日(水)
 午前9時～午後4時

受付場所・問い合わせ
 西讃県民センター(三豊合同庁舎内)
 ☎25-5200

※必ず事前にお問い合わせください

令和5年度軽自動車税(種別割)【市税】

すでに減免を受けている人は、変更がない限り再申請は不要です。4月に送付する通知をご確認ください。令和4年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。

申請期限 5月24日(水)まで

受付場所 税務課または各支所

※自動車税の減免を受けている人は、軽自動車税の減免申請はできません。